

資料5

市町村、都道府県、国の役割

基礎自治体(市町村)を実施主体とし、都道府県・国が市町村を重層的に支える

市町村 = 新制度の実施主体

市町村は子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施主体としての役割を担い、そのために必要な以下の権限と責務を法律上位置づける。

子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施
質の確保された給付・事業の提供
給付・事業の確実な利用の支援
事業の費用・給付の支払い
計画的な提供体制の確保・基盤整備

都道府県・国 = 実施主体の市町村を重層的に支える

都道府県は、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の認可等を行うとともに、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を定める。

国は、子ども・子育て会議の意見を聴き、市町村及び都道府県が策定する計画の作成に関する事項を含む「基本 指針」を定め、新制度の制度設計を行う。

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

市町村

市町村は、国の基本指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌標準等を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定。本計画をもとに、給付・事業を実施。

- ・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定及び記載事項を法定

【市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項】：5年ごとに計画を策定

(必須記載事項)

圏域の設定

幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み

- ・ 幼児期の学校教育の需要
- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等の需要
- ・ 放課後児童クラブの需要
- ・ 保育の需要
- ・ 延長保育、病児・病後児保育の需要
- ・ 妊婦健診の需要

幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・ 認定こども園等
- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 地域型保育
- ・ 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- ・ 妊婦健診

幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。

(任意記載事項)

産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

都道府県が行う事業との連携方策

職業生活と家庭生活との両立に関すること

計画策定に当たり、子育て当事者等の関係当事者が参画・関与できる仕組み

地方版子ども・子育て会議の設置は努力義務

都道府県

広域自治体として、国の基本指針を踏まえて「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。また、新制度の給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な助言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的な対応が必要な事業等を行う。

「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村を支援

- ・「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定及び記載事項を法定

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項】：5年ごとに計画を策定

（必須記載事項）

幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。

市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業

人材の確保・資質向上

（任意記載事項）

市町村の業務に関する広域調整

特定施設・事業者に係る情報の開示

職業生活と家庭生活との両立に関すること

計画策定に当たり、子育て当事者等の関係当事者が参画・関与できる仕組み

地方版子ども・子育て会議の設置は努力義務

都道府県計画、市町村計画の策定時の調整

地域における子ども・子育てに係るニーズの把握は、市町村が一義的に実施。
市町村域を超えた広域調整を行うため、市町村計画の都道府県への協議等を法定。

市町村計画

- ・ 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定・変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議する（子ども・子育て支援法第61条第9項）
- ・ 市町村は、計画を策定・変更したときは、遅滞なく、都道府県知事に提出する（子ども・子育て支援法第61条第10項）

< 想定される計画策定に係る市町村の事務 >

- ・ 区域設定
- ・ 区域ごとの実施状況
- ・ ニーズ調査

子ども・子育て3法に基づく給付・事業に即して計画の内容を検討
(地域間バランスなども考慮)

都道府県への協議 確定(都道府県に提出)
(必要に応じて調整)

上記の他、市町村が計画策定段階で、関係市町村と調整することが想定されるが、制度上位置づけるかどうかは、自治体のご意見も踏まえて更に検討。

都道府県計画

- ・ 市町村計画を足し上げ、都道府県計画に記載することを基本とする（都道府県計画で区域を設定）

< 想定される計画策定に係る都道府県の事務 >

- ・ 区域設定
市町村計画を踏まえた計画案の作成（地域間バランスなども考慮）
確定（内閣総理大臣に提出）

国

国は、新制度の給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、制度の根幹に関する必要な措置を講ずる。その際、子ども・子育て会議等の活用により、地方公共団体、子育て当事者、施設・事業者、事業主・労働者等の意向を把握し、適宜反映させる。

(例) 新制度の制度設計、市町村に対する交付金の交付等、基本指針の策定等

- ・ 国の「基本指針」の策定及び記載事項を法律上明記

【国の基本指針の記載事項】

子ども・子育てに関する理念
(こども指針(仮称))

提供体制の確保・事業の実施に関する基本的事項

- ・ 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む

子ども・子育て支援の推進方策

幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。

- ・ 市町村間、市町村と都道府県との間の連携
- ・ 特定施設・事業者に係る情報の開示
- ・ 人材の確保・資質の向上 等

需要を見込むに当たり、参酌すべき標準

- ・ 目標値の設定
- ・ 需要の見込み量
- ・ 提供体制の確保の内容及びその実施時期
職業生活と家庭生活との両立に関すること
など

- ・ 国の子ども・子育て会議の審議を経て策定

2 . 施設・事業の認可、認定及び確認等

都道府県

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の認可等

幼保連携型認定こども園及び保育所の認可は大都市特例あり。その他の認定こども園の認定及び幼稚園の認可は現行どおり(都道府県)。

認可等の際、都道府県は、認定こども園及び保育所について都道府県支援計画に基づき需給の状況を確認するとともに、実施主体である市町村との協議を行う。(市町村計画との整合性を確保)

情報公表

都道府県は、管内の特定施設・地域型保育事業の情報を取りまとめ・公表を行う。

市町村

地域型保育事業者の認可

認可の際、市町村は、市町村計画に基づき需給の状況の確認を行う。

給付の対象とすることの確認

- ・ 認可等を受けた施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認。
- ・ 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施。

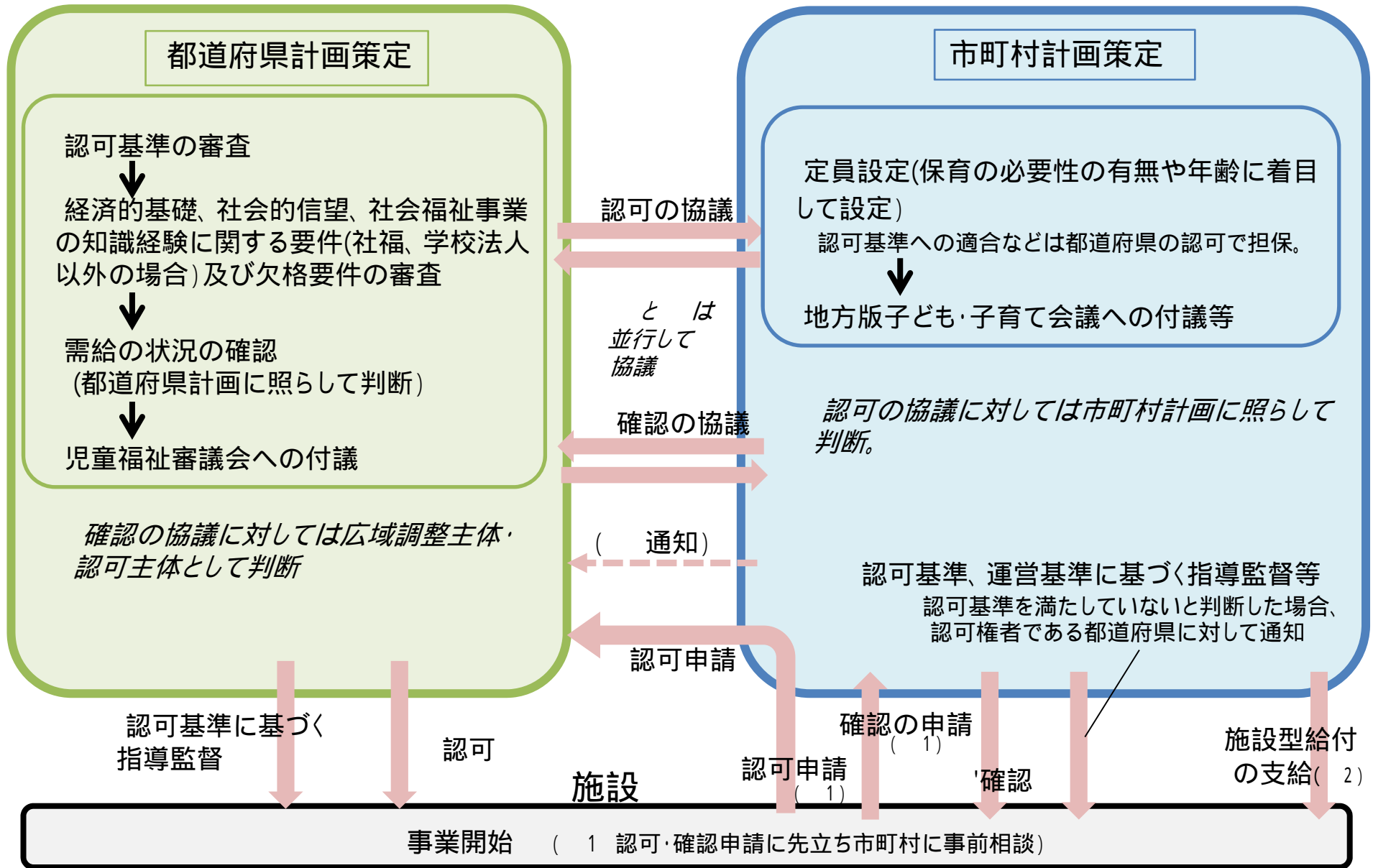
教育・保育施設としての認可基準を満たしていないと判断した場合、認可権者である都道府県に対して通知。

(参考) 保育所に係る「認可」「確認」の流れ

認定こども園の認可、認定についても基本的に同様の流れ(認定こども園に係る児童福祉審議会への付議等を除く。)

都道府県

市町村



2 私立保育所に対しては児福法第24条第1項に則り、委託費として支払い